国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストに関する注記　（単位：円）

Ⅰ　業務費用		
⑴　損益計算書上の費用	16,845,790,857	
⑵　（控除）自己収入等	△ 8,784,856,376	
業務費用合計		8,060,934,481
Ⅱ　資本剰余金を減額したコスト等		734,023,466
Ⅲ　機会費用		
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	26,150	
政府出資の機会費用	1,273,398,001	
無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	—	1,273,424,151
Ⅳ　（控除）国庫納付額		—
Ⅴ　国立大学法人等の業務運営費関して国民の負担に帰せられるコスト		10,068,382,098

注．国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストにおける機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代、国の法律等に定められた使用料等を参考に計上している。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

決算日における10年もの国債（新発債）の利回り及び「国立大学法人等の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の算定に係る利回りについて（通知）」（令和７年４月11日付け７文科高第28号）に基づき、1.485％で計算している。

減損会計関係

１．減損の兆候が認められた固定資産（減損を認識した場合を除く）に関する事項

（単位：円）

用途	場所	種類	帳簿価格	
府中第２職員宿舎	東京都府中市	建物	25,562,946	
		建物附属設備	5,895,336	※１
		構築物	3,152,682	

㈱　減損の認識に至らなかった根拠

※１　建物の老朽化が著しいことから新規入居の募集を停止しており、使用率の著しい低下が認められたが、現在も職員宿舎として使用していることから、減損を認識していない。

２．減損を認識した固定資産　（単位：円）

用途	種類	場所	帳簿価額	減損に至った経緯	減損額のうち損益計算書に計上した金額	減損額のうち損益計算書に計上していない金額	回収可能サービス価額	算定方法概要
楓寮	建物	東京都府中市	5,595,503	※１	0	0	正味売却価額	※２
	建物附属設備		1,194,839		0	0		

㈱　帳簿価額は、減損認識を行った時点の金額を記載している。

※１　令和６年４月１日より使用を停止しているため。

※２　当該資産の鑑定評価額に鑑定評価時以降の市場の下落率の割合を乗じて算出している。

資産除去債務

１．資産除去債務の概要

当法人所有の建物における石綿障害予防規則等の規定に基づくアスベスト除去義務や研究機器等におけるフロン回収・破壊法に基づくフロンガス除去義務等である。

２．資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から４年～47年と見積もり、割引率は、0.397％～2.285％を使用して資産除去債務の金額を計算している。

３．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	59,227,433円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0円
時の経過による調整額	4,167円
資産除去債務の履行による減少額	0円
その他増減額（△は減少）	0円
期末残高	59,231,600円

重要な債務負担行為　（単位：円）

契約件名	契約金額	翌年度以降の支払予定金額
キャンパス情報ネットワークシステム	1,078,677,600	640,127,328
事務用ＰＣシステム　一式	152,559,000	152,559,000
2025年度　Science Direct® Read & Publish	54,318,872	54,318,872
	1,285,555,472	847,005,200

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債、政府保証債等に限定し、資金調達については民間金融機関からの借入れを行っている。

資金運用に当たっては国立大学法人法第33条が準用する独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第33条の５の規定に基づき、国債、譲渡性預金、文部科学大臣の指定する有価証券として特別の法律により法人の発行する債券、基準の範囲内で認められた有価証券や仕組預金、投資信託財産が金融商品である投資信託を保有している。また、産業競争力強化法第21条の規定に基づく出資事業により取得した有価証券及び国立大学法人法第34条の２第１項に基づき出資した関係会社株式を保有している。

なお、資金運用管理規程に基づき、資金運用管理委員会を年に４回以上開催し、資金運用方針等を決定している。

長期借入金の使途は、府中学生寄宿舎及び西東京国際イノベーション共創拠点の新営資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施している。